

『医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業
e-ASIA共同研究プログラム 課題評価実施要綱（Ⅲ. 3. 抜粋）』

Ⅲ. 事後評価

3. 評価項目

(1) 書面審査及びヒアリング審査の評価項目は、次のとおりとする。

①研究開発達成状況

- ・研究開発計画に対する達成状況はどうか

②研究開発成果

- ・予定していた成果が着実に得られたか
- ・成果は医療分野の進展に資するものであるか
- ・成果は新技術の創出に資するものであるか
- ・成果は社会的ニーズへ対応するものであるか
- ・必要な知的財産の確保がなされたか

③実施体制

- ・研究開発代表者を中心とした研究開発体制が適切に組織されていたか
- ・十分な連携体制が構築されていたか

④今後の見通し

- ・今後、研究開発成果のさらなる展開が期待できるか

⑤事業で定める項目及び総合的に勘案すべき項目

- ・東南アジア地域の科学技術の発展に貢献したか（研究の重要性）
- ・東南アジア地域に亘る重大問題の解決に貢献したか（研究の重要性）
- ・三国以上の共同研究によって、単独あるいは二国間の場合よりもユニークな研究の機会が得られていたか（共同研究の相互利益）
- ・若手研究者の早期育成を促す活動が含まれていたか（交流の効率性）
- ・東南アジア地域の研究力を高めたか（交流の効率性）
- ・生命倫理、安全対策に対する法令等を遵守していたか
- ・若手研究者のキャリアパス支援が図られていたか
- ・専門学術雑誌への発表並びに学会での講演及び発表など科学技術コミュニケーション活動（アウトリーチ活動）が図られていたか

⑥総合評価

V（3）に定める10段階評価により、①～⑤を勘案しつつこれらと別に評点を付し、総合評価をする。